（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、グリーン成長及び気候に対する強靱（じん）性のためのＧＸプログラムローンとして、ベトナム社会主義共和国政府によるグリーン成長及び気候に対する強靱（じん）性のためのＧＸに向けた計画（以下「計画」という。）においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に等しい額を振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹閣下

○財務省告示第百三十号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月七日

財務大臣　片山さつき

指定営業所として指定する北陸支店の所在地中「金沢市広岡三丁目１番１号」を「金沢市広岡二丁目12番24号」に改める。

○農林水産省告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府宮津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び宮津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年五月十六日から同月十七日までの毎日午前六時から午後五時までの間に限る。）。

令和八年五月七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

北緯三十八度五十一分十・七八秒東経百四十一度三十七分二十・六八秒の地点、北緯三十八度五十一分十・八一秒東経百四十一度三十七分三十・五九秒の地点、北緯三十八度五十一分四・一秒東経百四十一度三十七分三十・八秒の地点、北緯三十八度五十一分三・八九秒東経百四十一度三十七分二十一・〇九秒の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた水域

国会事項

衆議院

質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問主意書（日野紗里亜提出）

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　　金子　恭之

農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　　城内　実

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十九日）